平成２９年（フ）第２９８号
京都市右京区西院月双町111番地　マンハイム五条203
破産者　湯浅　勝次
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３１５号
京都市南区唐橋堂ノ前町34番地12
破産者　箕部　芳仁
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７８号
奈良市松陽台４丁目21番７―201号
破産者　原田　修一
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１１７号
奈良県生駒郡斑鳩町龍田西２丁目５番５―506号
破産者　窪田　裕子
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第８号
高知県吾川郡仁淀川町岩丸43番地１　グループホームよりあい、開始決定時の住所高知県高岡郡越知町越知甲946番地　特別養護老人ホーム五葉荘
破産者　藤村　光雄
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

平成２９年（フ）第８２号
長崎県長崎市深堀町１丁目11番地64　雇用促進住宅１棟104号室
破産者　堀井　利夫
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８９号
長崎県長崎市三芳町９番26号　上野アパート２Ｆ、旧住所長崎県長崎市江里町18番18号
破産者　江村亜貴子（旧姓堤）
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３１９号
大分市坂ノ市中央２丁目３番34号
破産者　土師　麻美（旧姓中川）
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４４０号
鹿児島県鹿児島市下荒田４丁目53番20号
破産者　川畑　　剛
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１６５号
鹿児島県鹿児島市小松原１丁目56番12―105号
破産者　濵嵜　智也
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１６８号
鹿児島県鹿児島市原良７丁目13番10号
破産者　小倉るみ子
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結

平成２８年（フ）第２８６６号
東京都中央区八重洲２―４―10　第一幸田ビル５階
破産者　三咲解体工業株式会社
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５９３３号
埼玉県八潮市八潮４丁目15―６　ロイヤルキャッスル八潮Ｂ105
破産者　橋本　敦子（旧姓弘中）
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７４２８号
東京都葛飾区立石８丁目34―９―205　小西方
破産者　植田　候平
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８４７０号
東京都日野市多摩平２丁目３―12
破産者　金山浩明こと　金　　浩明
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６３７号
東京都杉並区和田３丁目18―６―302
破産者　橋本　和美
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５３５号
東京都千代田区東神田２丁目８番15号
破産者　株式会社マルビシ中央
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５１号
千葉県千葉市花見川区朝日ケ丘５丁目５―１
破産者　石崎　斯征
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１１８２号
東京都西東京市栄町２丁目９―29―214
破産者　新井　尚人
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部